

株式会社みらいワークス 定款

平成24年 3月 5日	作成
平成24年11月 5日	改訂
平成27年 6月24日	改訂
平成27年12月17日	改訂
平成28年 9月30日	改訂
平成28年12月22日	改訂
平成29年 9月14日	改訂
平成29年11月 2日	改訂
平成29年12月22日	改訂
令和 2年12月18日	改訂
令和 4年12月23日	改訂

第1章 総 則

(商 号)

第1条

当会社は、株式会社みらいワークスと称し、英文では、Mirai Works Inc. と表示する。

(目 的)

第2条

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 企業経営、マーケティング、システムに関するコンサルティング及びアドバイザリー業務
2. 情報通信システムの企画、開発、設計、運営、販売及びコンサルティング業務
3. 企業向け営業支援事業、業務委託契約の斡旋
4. 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業
5. 企業に対する社員研修業務
6. 企業に対する投資業務
7. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条

当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関構成)

第4条

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条

当会社の発行可能株式総数は、1,600万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条

当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ① 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ② 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(株主総会の招集権者及び議長)

第14条

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ① 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条

株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。但し、この場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条

株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条

当会社の取締役は、8名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第20条

当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条

取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

② 取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集)

第24条

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、取締役会の日の3日前までに発する。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

② 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを

経ないで開催することができる。

(取締役会の決議)

第25条

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。但し、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第26条

取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(取締役会規程)

第27条

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(取締役の責任限定契約)

第28条

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第1項の取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(報酬等)

第29条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第30条

当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第31条

監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第34条

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、監査役会の3日前までに発する。

但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(監査役会の決議)

第35条

監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

第36条

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第37条

監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるほか、監査役会において定める監査役会規程によるものとする。

(監査役の責任限定契約)

第38条

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の 監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする

(報酬等)

第39条

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第40条

当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剩余金の配当の基準日)

第41条

当会社の期末剩余金配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(中間配当)

第42条

当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除外期間)

第43条

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。